

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第二十三号

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。
附則第三項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。